

いま、「憲法改悪」反対の闘いは 「改憲条文」づくり阻止！

石川県平和運動センター文責 4月8日

平和憲法の危機

いま、憲法「改悪」をめぐる状況は「危機的」と言わなければなりません。

「裏金・脱税議員が憲法を審議する資格なし」と立憲民主党などが自民党に求めていた委員は交代し、憲法審査会は4月4日に開催されました。11日の第2回開催に対して立憲民主党逢坂誠二議員は、「開催できない理由はない」としています。

このままでは、「改憲条文」を憲法審査会で押し進め、国会では「改憲発議」が議論される「最大の危機」となります。まさに「国民投票」への突破口が開かれようとしています。「改憲条文づくり」反対、「戦争するための改憲」反対に全力を注がなければなりません！



←(写真：昨年の闘い)

憲法9条を亡きものに

岸田自・公政権は、憲法9条※に「自衛隊を明記」し、また、「緊急事態条項の新設」を国民投票にかけするため、「改憲条文案」を

憲法審査会にかけようとしています。たとえ22年末の安保三文書で、「自衛のための参戦」「やられる前の先制攻撃」ができるとしてもなお、憲法は最高法規であり、「参戦」も「先制攻撃」も違憲のそしりをまぬがれないからです。

※「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

「自衛隊明記」は、現憲法9条にある戦争放棄や軍隊の不保持、交戦権の否認を、最後段に「自衛のため自衛隊を保有する」と明記して、その前にある条文のすべてを「否定」※しようとしています。

※後法優越の原理：後法（新法）は前法（旧法）を破る

「緊急事態条項」は、首相に権限を集中させ、内閣が「政令」（法律と同等の効力を持つ）を出すことができます。ひと言で言うところ「憲法及び国会の停止」と「首相独裁」であり、かのヒトラーの手法と同じです。

「国民投票」に持ち込まれたら終わり！？

憲法審査会の「改憲」論議は既に「論点整理」が2回終了したとされ、いまや「条文案」の作成段階に至っています。これが「強行」されると「国民投票」に持ち込まれる危険性が高まります。資金豊富な自・公は、有名タレントなどを使った「憲法宣伝」で優位に立とうとしています。だから、憲法審査会で「改憲」を断念させなければならぬのです。

(写真：4/4 憲法審査会 産経新聞)

